

横浜市道路・交通政策局委託に関する総合評価落札方式実施要綱

制 定 平成 27 年 7 月 7 日 道管第 459 号
最近改正 令和 8 年 4 月 1 日 道管第 1709 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、横浜市物品・委託等に関する競争入札取扱要綱（平成 8 年 4 月施行）に基づく競争入札において、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 10 の 2 の規定により、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

2 この要綱において、総合評価落札方式とは、総合評価一般競争入札において落札者を決定することをいう。

(委託契約方法)

第 2 条 本委託は、入札者が提示する技術提案、施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる委託について、適用する。

(総合評価落札方式による評価の方法)

第 3 条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100 点）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出した技術提案等に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の入札価格（単位：億円。消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。）で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点（100 点）＋加算点

評価値（小数点以下第 4 位未満切捨て）＝技術評価点／入札価格

(学識経験を有する者の意見聴取)

第 4 条 総合評価落札方式の実施にあたっては、令第 167 条の 10 の 2 第 4 項及び地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）第 12 条の 4 の規定に基づき、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が本市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2 人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を

聴くものとする。

- 3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見聴取するものとする。
- 4 第1項及び第3項の意見聴取の方法は、原則として学識経験者ごとに意見聴取を行うものとする。

(落札者決定基準の決定)

第5条 道路・交通政策局長は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

- 2 道路・交通政策局長は、落札者決定基準の決定について、原則として別に定める総合評価落札方式に係る事項を審議する道路・交通政策局総合評価落札方式技術評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審議に付して決定するものとする。

(実施要領書)

第6条 道路・交通政策局長は、あらかじめ、技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を定めるものとする。

- 2 実施要領書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 参加資格
- (2) 総合評価一般競争入札を適用する理由
- (3) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (4) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (5) 技術資料の要求要件及び欠格事項
- (6) 落札者の決定基準及び決定方法
- (7) 総合評価落札方式での評価結果等が公表されること。
- (8) その他必要と認める事項

(入札公告に掲げる事項)

第7条 道路・交通政策局長は、総合評価落札方式を実施する際の入札公告（入札説明書を含む。以下同じ。）において、横浜市契約規則（昭和39年3月横浜市規則第59号。以下「契約規則」という。）第8条第2項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
- (2) 参加資格
- (3) 落札者決定基準については、実施要領書に記載すること。

(技術資料の審査及び評定)

第8条 道路・交通政策局長は、入札参加者から提示された技術資料について、調査の確実

性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

- 2 道路・交通政策局長は、技術資料の内容が特記仕様書等を満たさないと認めるときは、当該技術資料を不採用とすることができる。
- 3 道路・交通政策局長は、入札公告及び実施要領書（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 4 道路・交通政策局長は、技術提案等の審査及び評定について、原則として審査委員会の審議に付して、技術評価点を算出するものとする。
- 5 道路・交通政策局長は、第4条第3項の意見聴取を道路・交通政策局管理課の技術資料審査後に行うものとする。
- 6 前項の意見聴取は、学識経験者から特に要請された場合には、評価値の算出後に行うものとする。
- 7 第5項の意見聴取において学識経験者から異議が出た場合には第13条に規定する審査委員会の審議に付すものとする。

（落札予定者の決定）

第9条 道路・交通政策局長は、次の各号に掲げる要件を全て満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者としてすることとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
 - (3) 入札者の評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の110分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
- 2 前項の評価値で最も高い者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を決めることとする。
 - 3 前項の場合においては、令167条の9後段の規定を準用する。

（入札参加資格の確認）

第10条 道路・交通政策局長は、入札公告に定める提出書類等により、前条に規定する落札予定者が入札公告において定めた入札参加資格等を満たす者であるかを確認するものとする。

（落札者の決定）

- 第11条 道路・交通政策局長は、前条により落札予定者が入札参加資格を満たす者であることを確認した場合には、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。
- 2 前項において第8条第6項の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。ただし、学識経験者から異議が出た場合には、第13条に規定する審査委員会の審議に付して、落札者を決定するものとする。

3 道路・交通政策局長は、落札者の決定について、審査委員会の審議に付して、落札者を決定することができる。

(評価結果等の公表)

第12条 道路・交通政策局長は、総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(審査委員会)

第13条 総合評価落札方式の審査については、道路・交通政策局事業推進部技術監理課が所管する、審査委員会において、必要な事項について審議するものとする。

2 審査委員会の詳細については、道路・交通政策局総合評価落札方式技術評価審査委員会設置要綱（平成21年5月施行）を準用するものとする。

(技術資料等に虚偽記載等があったときの対応)

第14条 入札参加者の技術資料等に、虚偽記載等悪質な行為があった場合には、横浜指名停止等措置要綱（平成16年4月施行）の規定に基づき停止措置等を行うものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。